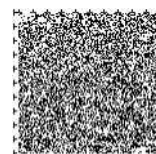


第4編 資料編



資料1 パブリックコメント

第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）のパブリックコメントを実施しました。

1 実施期間

令和2年11月20日（金）から12月4日（金）まで

2 周知方法

- (1) 広報おうめ11月15日号
- (2) 市ホームページ

3 閲覧場所等

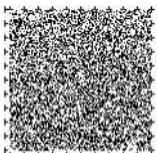
介護保健課窓口、各市民センター（11か所）、中央図書館、行政情報コーナー、市ホームページ

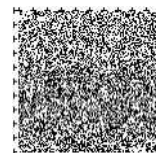
4 意見提出方法

閲覧場所に備え付けの用紙または市ホームページからダウンロードした用紙に意見・必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出

- (1) 直接介護保険課へ提出
- (2) 郵送
- (3) F A X
- (4) 電子メール

5 意見提出者数：1名（5件）





6 第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)のパブリックコメントの主な結果について

第1編 総論

第3章 第7期計画の総括

第6節 新型コロナウイルス感染症への対応状況

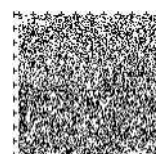
御意見の概要	市回答
<p>P60に、「第6節 新型コロナウイルス感染症への対応状況」はありますが、第8期計画のなかに「新型コロナウイルス感染症への対策」があるのでしょうか。コロナは終息の兆しがなかなか見えてきません。おそらくこうした状態のまま、第8期に入っていくのではないかと思います。青梅市の感染状況をみると、最近は増える傾向が如実です。高齢者のリスクを考え、第8期計画の大きな柱の一つに位置付けることが必要だと思います。</p>	<p>現在のコロナ禍の状況を踏まえて国は、10頁に記載のとおり、基本的な指針に新たに「災害や感染症対策に係る体制整備」を位置づけました。</p> <p>本計画では、各論第2章第2節(79頁から82頁)に関連事業を記載しております。</p> <p>なお、本市においては、国が求める災害対策や感染症対策のみならず、熱中症対策も高齢者の生活安全対策として重要であると捉え、計画に事業を位置づけております。</p>

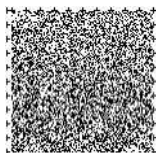
第2編 各論

第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち

第2項 歩行者空間の整備と交通安全対策

御意見の概要	市回答
<p>P77に、「第2項 歩行者空間の整備と交通安全対策」として、「歩道や市道区画線等の整備を行い、高齢者の外出の安全を図るとともに、交通安全教育を実施し、高齢者の交通安全対策を図ります。」とあります。歩道の整備については、歩道がない道路に歩道の設置、狭い歩道は車いすや自転車が利用できるよう拡幅するなど、ぜひお願いいたします。</p> <p>また、交通安全教育について、高齢者自身も必要ですがクルマを運転する人を対象とする高齢者以外を対象にした教育しなければ、安全は確保できないと思います。</p>	<p>青梅市では、交通安全対策基本法にもとづく「青梅市交通安全計画」を策定し、講ずべき陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、この計画にもとづき、道路交通環境の整備や交通安全教育の推進など、あらゆる世代に安全で安心な交通安全対策を進めてまいります。</p>





第2編 各論

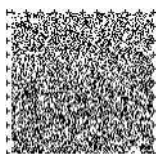
第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち

第1項 生活支援サービスの充実

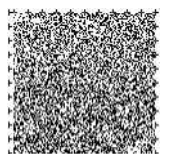
御意見の概要	市回答
<p>P70以下に、いろいろな事業メニューが列挙され、事業名、事業の内容が縷々述べられています。これらの事業を実効性あるものにするには、高齢者の参加が必要で、そのためには移動手段の確保が必要です。青梅市はバスやタクシーなどの公共交通の便が悪いので、コミュニティバスやデマンドタクシーなど、市に係る公共移動手段の設置が必要と考えます。そうでないと高齢者は外出しにくく、日常生活の利便性を向上させることが必要だと思えます。</p>	<p>本計画の基本理念である「福祉が充実したまち」を実現し、4つの基本目標を達成するため、青梅市介護保険運営委員会の意見を踏まえながら、関係部署や関係機関、団体等と協力・連携し取り組んでまいります。</p> <p>公共交通移動手段については、これまで「青梅市公共交通基本計画」にもとづき取り組んでまいりました。現在、策定に着手しております「青梅市地域公共交通基本計画（仮称）」において検討してまいります。</p> <p>なお、高齢者の外出等支援については、85頁に記載したとおり外出等支援の情報提供を継続してまいります。</p>

その他

御意見の概要	市回答
<p>介護保険が施行された2000年7月の「厚生白書」（平成12年版）は、「市町村が保険者となることは、市町村行政に大きな影響を与える」と述べています。その第一に掲げるのは、「住民の意見を踏まえた行政が促される」とし、「住民代表を交えた計画策定委員会」の設置や「公聴会や説明会を開催するなどして、住民の意見の反映を図ることが求められている」と述べています。「白書」が述べるように、住民（被保険者を包摂する広い概念）の「意見の反映を図る」には、パブリックコメントにかけられる前に、少なくとも「日常生活圏域」（3圏域）ごとぐらいに住民説明会を開き、市が提示する「高齢者保健福祉」・「介護保険事業」両計画を住民に周知をはかった後に、パブリックコメントにかけないと住民には理解できず、「住民の意見の反映を図る」ことはできないと思えます。ぜひ、住民説明会を開いていただきたいと思えます（今回は事後でも結構です）。</p>	<p>計画の作成プロセスについては、本計画書8頁に記載した国が示す手順にもとづき、市民アンケートなどを実施しながら進めてまいりました。また、計画策定は、被保険者の代表である各種団体の代表や、公募による市民の参加をいただいております青梅市介護保険運営委員会に諮問し策定しております。</p> <p>また、介護保険制度等の説明については、青梅市生涯学習まちづくり出前講座で実施しておりますので、住民説明会については、御意見として承ります。</p>



御意見の概要	市回答
<p>介護保険制度は20年が経過し、軽度者が給付枠内から除外され地域支援事業に移され、介護保険施設（特養）への入所基準が厳しくなるなど、給付体系が大きく変わりました。「持続可能性」を名分に、介護報酬は抑制され従事者不足など事業者の経営難やご苦勞、保険料や利用料など受益者負担もかなり重くなっています。市区町村（運営主体・責任主体）の自主性や独自性が失われ、ニーズをかかえる利用者やその家族にとって、非常に使い勝手のわるい制度になっていると思います。市区町村は自治事務として自治性を発揮し、市民の意見や要望を反映して、使い勝手のよい制度になるよう期待します。</p>	<p>高齢化が進展するなか、国は、制度の持続可能性の確保のための見直しを進めております。</p> <p>本市においては、計画の策定および実施は、市民アンケートなどによるニーズの把握とともに、被保険者の代表である各種団体の代表や、公募による市民の参加をいただいております青梅市介護保険運営委員会の意見を聞きながら取り組んでおります。</p> <p>また、地域支援事業における市区町村の権限も拡大していますので、引き続き、本計画にもとづき青梅市版地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでまいります。</p>

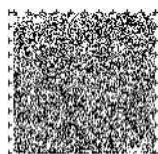


資料2 事業計画値と実績値の比較

事業計画実績状況

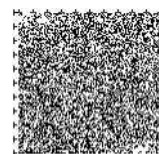
(単位：千円)

区分	事業計画値				実績値				対 計画比	
	介護保険 事業	地域支 援事業	計	前年度 比	介護保険 事業	地域支 援事業	計	前年度 比		
第1期	平成 12年度 (2000年)	2,890,797	—	2,890,797	—	2,112,602	—	2,112,602	—	73.1%
	平成 13年度 (2001年)	3,940,734	—	3,940,734	136.3%	2,700,889	—	2,700,889	127.8%	68.5%
	平成 14年度 (2002年)	4,892,230	—	4,892,230	124.1%	3,469,939	—	3,469,939	128.5%	70.9%
第2期	平成 15年度 (2003年)	3,907,782	—	3,907,782	79.9%	3,978,363	—	3,978,363	114.7%	101.8%
	平成 16年度 (2004年)	4,404,161	—	4,404,161	112.7%	4,375,676	—	4,375,676	110.0%	99.4%
	平成 17年度 (2005年)	4,991,955	—	4,991,955	113.3%	4,399,691	—	4,399,691	100.5%	88.1%
第3期	平成 18年度 (2006年)	4,768,545	95,245	4,863,790	97.4%	4,359,067	74,759	4,433,826	100.8%	91.2%
	平成 19年度 (2007年)	5,079,894	115,808	5,195,702	106.8%	4,516,948	68,878	4,585,826	103.4%	88.3%
	平成 20年度 (2008年)	5,578,524	167,826	5,746,350	110.6%	4,656,101	133,516	4,789,617	104.4%	83.4%
第4期	平成 21年度 (2009年)	5,159,882	147,701	5,307,583	92.4%	4,950,399	142,256	5,092,655	106.3%	96.0%
	平成 22年度 (2010年)	5,353,940	160,418	5,514,358	103.9%	5,383,540	135,736	5,519,276	108.4%	100.1%
	平成 23年度 (2011年)	5,497,760	164,724	5,662,484	102.7%	5,865,609	139,365	6,004,974	108.8%	106.0%



区分	事業計画値				実績値				対 計画比	
	介護保険 事業	地域支 援事業	計	前年度 比	介護保険 事業	地域支 援事業	計	前年度 比		
第5期	平成 24年度 (2012年)	6,300,280	102,034	6,402,314	113.1%	6,341,991	88,284	6,430,275	108.2%	100.4%
	平成 25年度 (2013年)	6,891,109	113,782	7,004,891	109.4%	6,586,616	103,349	6,689,965	104.0%	95.5%
	平成 26年度 (2014年)	7,372,355	117,870	7,490,225	106.9%	7,087,913	106,913	7,194,826	107.5%	96.1%
第6期	平成 27年度 (2015年)	7,609,118	125,913	7,735,031	103.3%	7,361,214	118,183	7,479,397	103.0%	96.7%
	平成 28年度 (2016年)	8,249,895	132,431	8,382,326	108.4%	7,739,889	121,183	7,861,072	105.1%	93.8%
	平成 29年度 (2017年)	8,819,003	273,675	9,092,678	108.5%	8,115,441	215,126	8,421,879	107.1%	93.8%
第7期	平成 30年度 (2018年)	8,703,626	387,280	9,090,906	100.0%	8,574,519	355,869	9,230,388	109.6%	101.5%
	令和 元年度 (2019年)	9,300,938	393,182	9,694,120	106.6%	8,971,860	379,038	9,350,898	101.3%	96.5%
	令和 2年度 (2020年)	9,891,517	400,674	10,292,191	106.2%	9,602,932	401,893	10,004,825	107.0%	97.2%

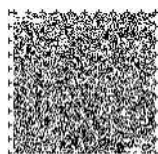
※ 令和2年度の実績値は、3月補正見込額



資料3 青梅市介護保険運営委員会

1. 青梅市介護保険運営委員会等の審議経過

年月日	区分	内容
令和元年 7月 29日	諮 問	第8期青梅市高齢者保健福祉計画および青梅市介護保険事業計画の策定について
	協 議	高齢者等実態調査に伴う部会の設置について
令和元年 10月 28日	報 告	第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の策定スケジュールについて
令和元年 12月 9日	協 議	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について 介護サービス事業所調査について
令和2年 6月 5日	報 告	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについて 第7期青梅市高齢者・介護保険計画 進捗状況(報告書)について
	協 議 (見 送)	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定予定と部会の編成について ※ 書面会議のため、本議題については次回の運営委員会へ見送りとした。
令和2年 7月 20日	報 告	高齢者を取り巻く現状について
	協 議	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会の設置について
令和2年 8月 31日	報 告	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)について
	協 議	青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「総論」について
令和2年 11月 9日	報 告	「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」の見直しの考え方について
	協 議	第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について
令和3年 2月 16日	協 議	<ul style="list-style-type: none"> 第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)のパブリックコメントの結果について 第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画について 第8期介護保険料について



2. 高齢者等実態調査部会

年月日	区分	内容
令和元年 11 月 25 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ・ 介護サービス事業所調査について

3. 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会

年月日	区分	内容
令和 2 年 8 月 17 日	第 1 回	青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の総論について
令和 2 年 10 月 12 日	第 2 回	青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の各論について
令和 2 年 12 月 21 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について

4. 青梅市介護保険条例（抜粋）

第 4 章 介護保険運営委員会

（介護保険運営委員会）

第 11 条 介護保険の運営等に関し必要な事項を調査審議するため、市長の付属機関として青梅市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関する事
- (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関する事
- (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関する事
- (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。

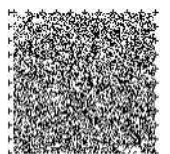
- (1) 被保険者の代表 4 人
- (2) 事業者の代表 4 人
- (3) 学識経験者 5 人以内

4 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、市長が委嘱する。

7 臨時委員の任期は、当該特別な事項の調査審議期間とする。



5. 青梅市介護保険規則（抜粋）

第6章の2 介護保険運営委員会

（会長および副会長）

第52条の2 青梅市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第52条の3 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員および臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会の設置）

第52条の4 会長は、条例第11条第2項各号に規定する事項を調査審議するため、部会を設置することができる。

（関係者の出席等）

第52条の5 会長は、委員会の会議に必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

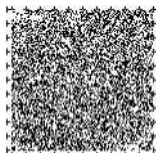
第52条の6 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、委員会の会議に出席した委員および臨時委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第52条の7 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

（その他）

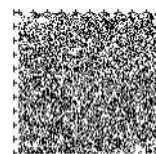
第52条の8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。



6. 青梅市介護保険運営委員会委員名簿

表記：◎会長 ○副会長

氏 名	条例による 選出区分	所属団体等	備考
○伊藤良男	被保険者の代表	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	R2. 5. 31 退任
○小山登美夫	被保険者の代表	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	R2. 6. 1 就任
篠田俊男	被保険者の代表	青梅市自治会連合会の代表	R2. 5. 31 退任
和山満雄	被保険者の代表	青梅市自治会連合会の代表	R2. 6. 1 就任
並木邦仁	被保険者の代表	市民から一般公募	
田中三重子	被保険者の代表	市民から一般公募	
藤本稔巳	事業者の代表	介護老人福祉施設の代表	
石田信彦	事業者の代表	介護老人保健施設の代表	
久保朝子	事業者の代表	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	R2. 5. 31 退任
石橋尚美	事業者の代表	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	R2. 6. 1 就任
青柳喜久江	事業者の代表	居宅サービス事業者の代表	R2. 5. 31 退任
武田憲光	事業者の代表	居宅サービス事業者の代表	R2. 6. 1 就任
◎江本浩	学識経験者	青梅市医師会の代表	
井上一彦	学識経験者	青梅市歯科医師会の代表	
田中三広	学識経験者	青梅市薬剤師会の代表	
新井一夫	学識経験者	青梅市接骨師会の代表	
原嶋曜子	学識経験者	青梅市民生児童委員合同協議会の代表	R1. 11. 30 退任
小柳友次	学識経験者	青梅市民生児童委員合同協議会の代表	R1. 12. 1 就任
大淵修一	臨時委員	東京都健康長寿医療センター 福祉と生活ケア研究チーム研究部長	R2. 6. 1～ R3. 3. 31
清水宏	臨時委員	青梅市社会福祉協議会事務局長	R2. 6. 1～ R3. 3. 31



7. 高齢者等実態調査部会委員名簿

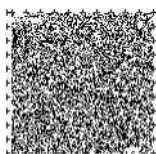
表記：◎会長 ○副会長

氏名	条例による 選出区分	所属団体等	備考
○伊藤良男	被保険者の代表	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	
篠田俊男	被保険者の代表	青梅市自治会連合会の代表	
藤本稔巳	事業者の代表	介護老人福祉施設の代表	
久保朝子	事業者の代表	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	
◎江本浩	学識経験者	青梅市医師会の代表	
新井一夫	学識経験者	青梅市接骨師会の代表	

8. 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会委員名簿

表記：◎会長 ○副会長

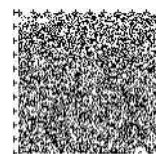
氏名	条例による 選出区分	所属団体等	備考
○小山登美夫	被保険者の代表	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	
和山満雄	被保険者の代表	青梅市自治会連合会の代表	
藤本稔巳	事業者の代表	介護老人福祉施設の代表	
石橋尚美	事業者の代表	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	
◎江本浩	学識経験者	青梅市医師会の代表	
新井一夫	学識経験者	青梅市接骨師会の代表	
大淵修一	臨時委員	東京都健康長寿医療センター 福祉と生活ケア研究チーム研究部長	
清水宏	臨時委員	青梅市社会福祉協議会事務局長	



資料 4 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会

1. 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会の審議経過

年月日	区分	内容
令和元年 11 月 20 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 「第 7 期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」の進ちよく状況に関する調査について ニーズ調査からみる「第 8 期介護保険事業計画」の概要について 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについて
令和 2 年 4 月 24 日	第 2 回 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> 第 8 期事業計画の策定スケジュールについて 第 7 期計画進捗状況調査の依頼について
令和 2 年 10 月 8 日	第 3 回	第 8 期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
令和 3 年 1 月 21 日	第 4 回 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第 8 期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について



2. 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱

1 設置

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定にもとづく青梅市高齢者保健福祉計画および介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定にもとづく青梅市介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）の策定に必要な事項の調査および検討ならびに実施状況の検証を行うため、青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、委員 17 人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 介護保険課長
- (3) 委員 企画政策課長、防災課長、市民安全課長、住宅課長、市民活動推進課長、保険年金課長、スポーツ推進課長、清掃リサイクル課長、福祉総務課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、公園緑地課長、土木課長および社会教育課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、必要に応じて委員会の調査、検討および検証の経過および結果を青梅市長に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、高齢介護担当課において処理する。

8 その他

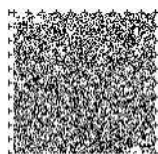
この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

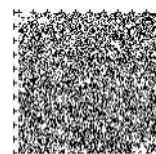
10 経過措置

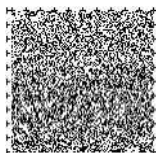
この要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。



3. 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
齋 藤 剛 一	健康福祉部長	委員長
中 村 浩 二	健康福祉部 介護保険課長	副委員長
松 永 和 浩	企画部 企画政策課長	
須 崎 実	市民安全部 市民安全課長	
山 中 威	市民安全部 防災課長	
吉 崎 龍 男	市民安全分 市民活動推進課長	
机 勲	市民部 保険年金課長	R2. 3. 31 退任
丹 野 博 彰	市民部 保険年金課長	R2. 4. 1 就任
谷 合 一 秀	環境部 清掃リサイクル課長	R2. 3. 31 退任
福 島 雅 俊	環境部 清掃リサイクル課長	R2. 4. 1 就任
山 宮 忠 利	環境部 公園緑地課長	R2. 3. 31 退任
木 崎 雄 一	環境部 公園緑地課長	R2. 4. 1 就任
浦 野 明 子	健康福祉部 福祉総務課長	R2. 3. 31 退任
塚 本 智 信	健康福祉部 福祉総務課長	R2. 4. 1 就任
中 村 幸 子	健康福祉部 高齢者支援課長	
茂 木 正	健康福祉部 障がい者福祉課長	
丹 野 博 彰	健康福祉部 健康課長	R2. 3. 31 退任
原 島 明	健康福祉部 健康課長	R2. 4. 1 就任
野 村 正 明	経済スポーツ部 スポーツ推進課長	
橋 本 昌 明	都市整備部 土木課長	R2. 3. 31 退任
山 宮 忠 利	都市整備部 土木課長	R2. 4. 1 就任
田 島 一 紀	都市整備部 住宅課長	
塚 本 智 信	教育部 社会教育課長	R2. 3. 31 退任
和 田 宏	教育部 社会教育課長	R2. 4. 1 就任





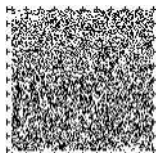
資料5 用語説明

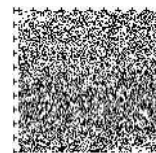
【アルファベット】

用語	該当ページ	用語の説明
ICT	8ほか	Information and Communications Technology（情報通信技術）の略称であり、コンピュータや情報通信ネットワークなどの通信技術を活用したコミュニケーションをいいます。

【カ行】

用語	該当ページ	用語の説明
介護予防	2ほか	要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと。また、要介護状態の悪化をできる限り防ぎ、軽減を目指すこと。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	23ほか	第6期計画期間中に開始することとされていた事業で、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援等の人に対する効率的・効果的な支援を目指すため開始されたものです。要支援者および基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された人が利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」から構成されており、利用者が心身の状態に応じて必要なサービスを受けられるようになっていきます。青梅市では平成29年4月から開始しました。
協議体	58ほか	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有および資源開発を推進する場。 日常生活圏域単位で解決可能な課題を抽出する第2層協議体と、圏域単位では解決困難な課題を市町村レベルで検討する第1層協議体とがあります。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	94ほか	要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として介護支援専門員証の交付を受けた者とされています。要介護者や要支援者の相談に応ずるとともに、サービスを受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や、市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行います。 【参考：主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）】 ケアマネジャーの実務経験が5年以上あり、市町村の推薦を受け、都道府県による所定の専門研修を修了した者で、地域のケアマネジメントの質の向上を図るために介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスの提供者との連絡調整や、地域のケアマネジャーに対して助言・指導を行います。



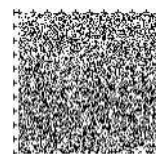


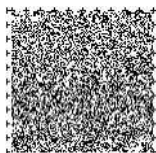
【サ行】

用語	該当ページ	用語の説明
事業対象者	23 ほか	第1号被保険者のうち、日常生活に必要な生活機能が低下していないかなどについて確認する、25の質問項目への回答内容により、介護予防・生活支援サービス事業の対象者（サービス事業対象者）として判定された方
社会福祉協議会	3 ほか	社会福祉法にもとづき設置された法人で、地域における社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織
新オレンジプラン	97	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月に国の認知症施策推進総合戦略として新たに策定されたもので、平成29年7月に数値目標が更新されるなど一部改正されています。
生活支援コーディネーター	58 ほか	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を持つ人のことを言います。
成年後見制度	10 ほか	認知症などの理由で、判断能力が不十分な人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約（介護サービスや施設への入所に関する契約など）などを支援する制度です。

【タ行】

用語	該当ページ	用語の説明
第1号被保険者	23 ほか	65歳以上の市民の方。ただし、青梅市外から特別養護老人ホーム等の住所地特例施設等に転入した方を除きます。
第2号被保険者	23 ほか	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している市民の方。ただし、青梅市外から特別養護老人ホーム等の住所地特例施設等に転入した方を除きます。
地域共生社会	2 ほか	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会
地域ケア会議	9 ほか	医療機関、介護保険事業所等の他職種による会議で、適切なサービスにつながない高齢者の支援やケアマネジャーのケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

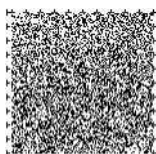




地域支援事業	8 ほか	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、市町村が地域の実情に則して実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業があります。
地域包括ケアシステム	2 ほか	高齢者が、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制
地域包括支援センター	37 ほか	高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点
地域密着型サービス	27 ほか	高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、市町村内在住者を対象に提供するサービスです。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

【ナ行】

用語	該当ページ	用語の説明
認知症カフェ	57 ほか	認知症の方やその家族が、地域の身近な場所で地域住民や医療介護福祉の専門家等とともに自由に集い、交流や情報交換できる場
認知症サポーター	57 ほか	認知症サポーター養成講座を受けた方で、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行います。 今後、認知症の人やその家族のニーズと、認知症サポーターなどによる支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築が期待されています。
認知症施策推進大綱	8 ほか	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を推進するため、令和元年6月18日にとりまとめられた政府の方針です。
認知症地域支援推進員	96 ほか	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人を支援する関係者のネットワークづくりや、認知症の人とその家族への相談支援体制の構築など、認知症施策に関連する事業などを行います。



【ハ行】

用語	該当ページ	用語の説明
フレイル	9ほか	フレイルは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態です。この状態は、生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障害がある「要介護状態」との間に位置しています。したがって、フレイル予防は、より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方といえます。また、介護予防・フレイル予防は、認知症予防に資する可能性があります。

【マ行】

用語	該当ページ	用語の説明
民生児童委員	80ほか	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

【ラ行】

用語	該当ページ	用語の説明
リハビリテーション専門職	32ほか	患者の身体機能回復に関連する仕事を行う専門職で、主に以下の3つが挙げられます。 「理学療法士」：身体に障害のある者に対し、基本的動作能力の回復を図るため、運動を行なわせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱などの物理的手段による治療を行います。 「作業療法士」：身体または精神に障害のある者に対し、応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作などの作業の指導を行います。 「言語聴覚士」：音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練や、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行います。

